

# ☆ファンド資金管理規程

(2014年3月13日制定)

## 第1条（趣旨）

この規程は、京都ウエストクラブのファンド事業活動により生じた収益金（以下「ファンド資金」という。）を、適正に管理運営して、当クラブの事業活動資金として有効に活用し、事業活動の活性化と発展に資するため、会則第27条に基づき、制定するものである。

## 第2条（特別会計処理）

ファンド資金は、特別会計として処理し、その使途、取扱い等の管理については、会則及び細則に定めるほか、この規程の定めるところにより行う。

2 前項の特別会計に関する貸借対照表、財産目録、収支計算書及び収支予算書の作成、予算管理、金銭の出納、資金管理、会計報告などは、クラブ会計が行う。

【会則の定め】第27条（収益金の管理）、収支予算の決定及び変更（同条3号後段）

【細則の定め】第18条の5（ファンド事業委員会）、第23条（旅費等の補助支給）

## 第3条（ファンド資金の繰入れ）

- 1 予算を編成するに当たって、ファンド資金の全部又は一部を一般会計に繰入れができる。
- 2 前項の繰入れは、次の費用に充当することを原則として行うものとする。
  - (1) クラブの行う地域奉仕活動事業に要する費用
  - (2) 部又は区と協働で行う地域奉仕活動プログラム事業に要する費用
  - (3) クラブの行うYMC Aサービス・ユース事業に要する費用
  - (4) 部又は区と協働で行うYMC Aサービス・ユース事業に要する費用
  - (5) 国内外のクラブからのビジターを接遇交流する場合に要する費用
  - (6) 当クラブより派遣されて内外の関係会合に参加、出席する場合に要する費用の補助支給
  - (7) 西日本区大会、部会、他クラブの例会等に参加する場合に要する会費・旅費等の補助支給
  - (8) 当クラブ又は他クラブ行事に参加するために自動車を提供、運転して会員を同乗させ、引率した場合に要するガソリン代等の補助支給
  - (9) 当クラブのメネット・コメットが上記の各行事に参加する場合に要する費用の補助支給

## 第4条（ファンド資金の取崩し）

- 1 ファンド資金は、役員会の協議決定により、ファンド特別会計の全部又は一部を取崩して、使用することができる。
- 2 前項の取崩しは、次の費用に充当することを原則として行うものとする。
  - (1) 国際大会、アジア大会等国外のクラブ行事に参加する場合の旅費補助
  - (2) 当クラブの活動上の必要により国外に赴く場合の旅費補助
  - (3) Y E E P受入れ家庭（ホストファミリー）への援助に要する費用
  - (4) Y E E P受入れ留学生への援助に要する費用
  - (5) 海外への派遣留学生に対する援助に要する費用
  - (6) ワイズ又はYMC Aがかかわる天災、戦乱その他の緊急救済・支援活動に要する費用
  - (7) その他予備費の流用及び前条の繰入れによっては、貯えない特別に支出の必要が生じた費用

**第5条（規程の改定）**

この規程は、総会の承認決議により改定することができる。

**附 則**

この規程は、2014年4月1日から施行する。